

トレンド・アロケーション・オープン

月次レポート

2025年
05月30日現在

追加型投信／内外／資産複合

■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。

■基準価額および純資産総額

基準価額（1万口当たり）	9,909円
前月末比	-19円
純資産総額	490.73億円

■分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第13期	2025/01/27	0円
第12期	2024/01/25	0円
第11期	2023/01/25	0円
第10期	2022/01/25	0円
第9期	2021/01/25	0円
第8期	2020/01/27	0円
設定来累計		0円

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	-0.2%	-8.8%	-9.3%	-6.9%	-10.6%	-0.9%

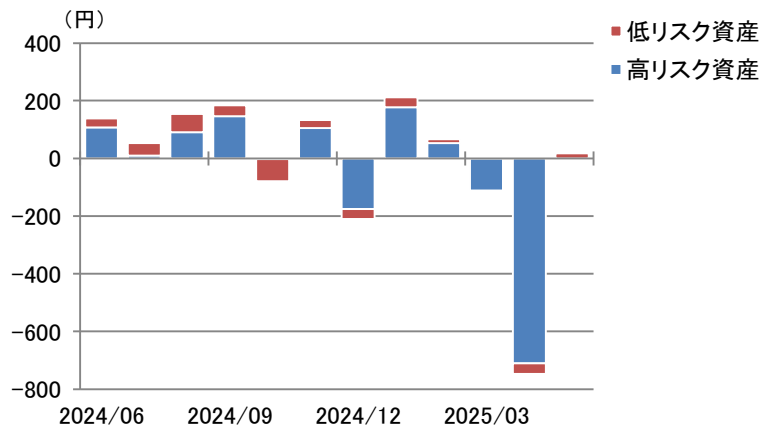
- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。

■資産構成

	比率
投資信託証券	99.0%
ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド（JPY）	99.0%
マネー・プール マザーファンド	0.0%
コールローン他	1.0%

■当月の基準価額の変動要因（概算）

基準価額変動	当月	過去1年間
	-19円	-729円
低リスク資産		
先進国国債	16円	59円
先進国社債	0円	-1円
新興国国債	3円	66円
高リスク資産		
先進国株式	2円	-240円
新興国株式	4円	-87円
コモディティ	-11円	-6円
リート	0円	22円
為替ヘッジコスト等	-23円	-415円
信託報酬等	-10円	-128円



- ・基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その正確性、完全性を保証するものではありません。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

トレンド・アロケーション・オープン

月次レポート

追加型投信／内外／資産複合

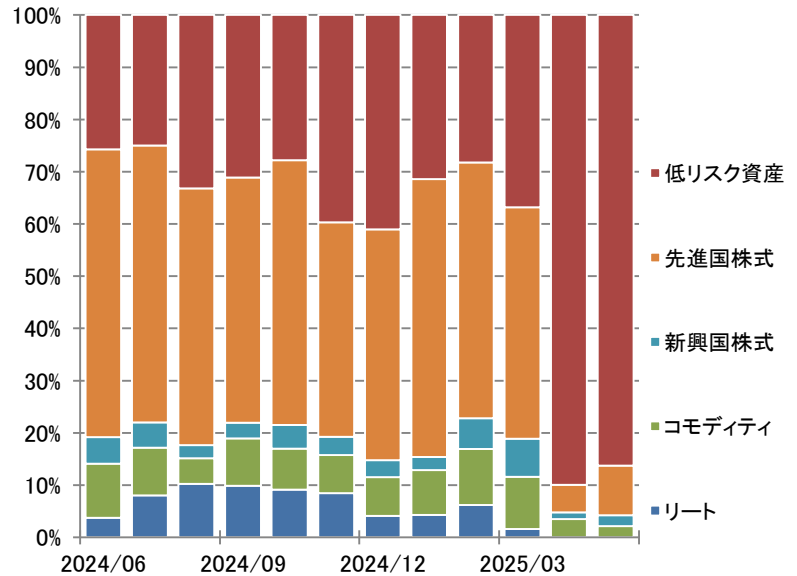
2025年
05月30日現在

実質的な投資を行う「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)」の運用状況(*) (現地月末基準で作成)

(*)「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)」(以下、「DMAPF」ということがあります。)の資料を基に作成しています。

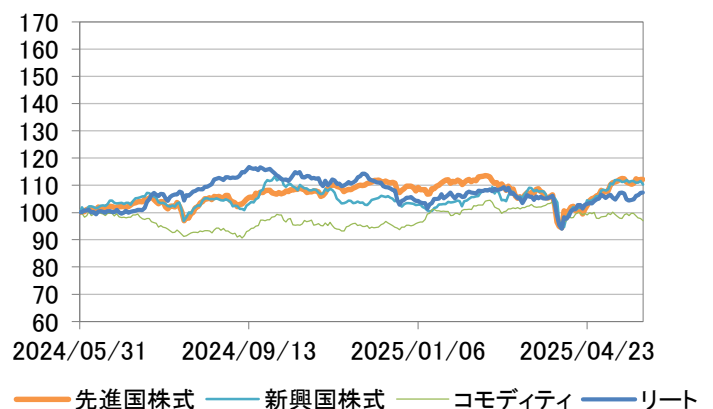
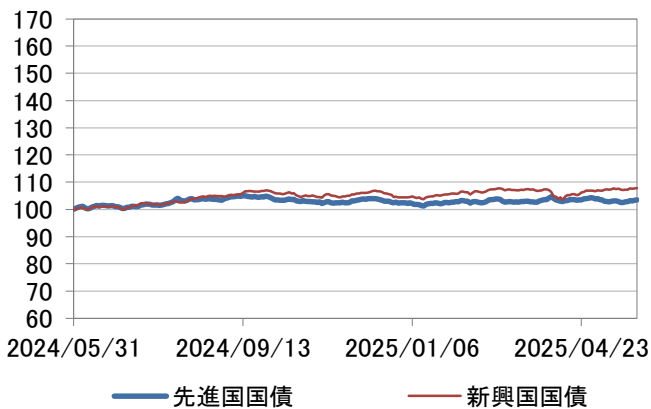
■資産クラス別構成比

低リスク資産 86.3%	先進国国債 34.9%	米国インフレリンク債	14.2%
		日本国債	13.4%
		イタリア国債	6.6%
		米国国債	0.7%
		ドイツ国債	0.1%
		その他	-0.1%
高リスク資産 13.7%	先進国社債	先進国社債	0.0%
		新興国国債	3.8%
		現金等	47.6%
	先進国株式 9.5%	米国株式	8.2%
		欧州株式	1.3%
		—	—
		—	—
		—	—
	新興国株式 2.1%	新興国株式	2.1%
		コモディティ 2.2%	2.2%
		リート 0.0%	0.0%



- ・比率はDMAPFの純資産総額対比です。
- ・現金等は、短期債券を含みます。また、為替ヘッジの含み損益を含むためマイナスになることがあります。
- ・資産クラス別構成比は、アリアンツ・グローバル・インベスターズからの情報提供を基に表示しています。
- ・本資料においては、便宜上、ユーロ円金利先物を日本国債に、ユーロドル金利先物を米国国債に、欧州銀行間取引金利 EURIBOR(ユーロバー)先物をドイツ国債に分類しています。金利の短期的な上昇に対するヘッジを行うため、各先物のショートポジションをとった場合、結果として各国債の比率がマイナスに表示される場合があります。

■【参考】主要市場の推移(過去1年)



- ・上記は、1年前の月末の各指数値を100として指数化しています。
- ・先進国国債: J.P.Morgan GBI Global、新興国国債: J.P.Morgan EMBI Global、先進国株式: MSCI ワールド インデックス、新興国株式: MSCI エマージング・マーケット インデックス、コモディティ: Bloomberg Commodity Index(SM)、リート: S&P先進国REIT指数(出所: Bloomberg)

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

■運用担当者コメント
<市場環境>

先進国の株式市況は上昇しました。経済指標の改善に加え、米中の関税引き下げを受け世界的な景気減速への懸念が後退したことなどがプラス材料となりました。

新興国の株式は上昇しました。

先進国の債券市況は下落となりました。一部の経済指標が市場予想を上回ったことに加え、米中の関税引き下げを受け世界的な景気減速への懸念が後退したことや格付け会社が米国の信用格付けを引き下げたことなどがマイナス材料となりました。

新興国の債券市況は上昇しました。

先進国の不動産投資信託(REIT)市況は上昇しました。経済指標の改善に加え、米中の関税引き下げを受け世界的な景気減速への懸念が後退したことなどが、プラス材料となりました。

金価格は、米国金利が上昇したことなどから下落しました。

原油は、米中の関税引き下げを受け世界的な景気減速への懸念が後退したことなどから、上昇しました。

<DMAPFの運用状況>

DMAPFのパフォーマンスは小幅に下落しました。コモディティ等がマイナスに影響しました。基本戦略(トレンド・アロケーション)および補完戦略(タクティカル・アセット・アロケーション)に基づき、市場サイクル分析と経済サイクル、およびバリュエーション分析により算出した、各資産ごとの期待リターンで最適化を行い先進国株式等の比率を引き上げ、高リスク資産の比率は約14%となり、低リスク資産の比率は約86%となりました。

<DMAPFの運用方針>

・市場環境に応じて機動的な資産配分を行い、安定的な資産成長を目指します。

<当ファンドのリスク管理戦略>

当ファンドは、過去1年の高値からの下落率が15%以内に収まることを目指します。

・過去1年間の高値:11,017円

・過去1年間の高値から15%下落地点:9,364円

(当該月末時点)

(運用責任者:笹井 泰夫)

・DMAPFの資料に基づき作成しています。・市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。

■本資料で使用している指数について

・J.P.Morgan GBI Global, J.P.Morgan EMBI Global:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P.Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P.Morgan Chase & Co. All rights reserved.

・MSCI ワールド インデックス:MSCI ワールド インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・MSCI エマージング・マーケット インデックス:MSCI エマージング・マーケット インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・Bloomberg Commodity Index(SM):ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index(SM))およびブルームバーグ(Bloomberg®)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、三菱UFJアセットマネジメントによる一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index(SM))は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、三菱UFJアセットマネジメントの関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index(SM))に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

・S&P先進国REIT指数:S&P先進国REIT指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している指数で、先進国の不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄を対象に浮動株修正時価総額に基づいて算出されています。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス(S&P DJI)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P DJIは、同指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。

トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合

ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略について

ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略は、
①市場サイクル分析に基づく基本戦略「基本資産配分(トレンド・アロケーション)」に加え、
②運用チームによる補完戦略「基本資産配分に対する微調整(タクティカル・アセット・アロケーション)」、③リスク管理戦略「下落リスクへの対応(ダウンサイド・リスク・マネジメント)」の3つの戦略により構成されています。

ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略のイメージ



※各戦略は、2025年1月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

※委託会社の「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html)をご覧ください。



【基本戦略】基本資産配分 (トレンド・アロケーション)

世界中の様々な資産を投資対象とし、効率的な資産配分を目指します。資産配分比率の決定にあたっては、市場サイクル分析の結果を基にしています。

投資対象(国債、ETF等)

- 先進国株式 ●先進国国債 ●先進国社債 ●先進国リート
- 新興国株式 ●新興国国債 ●コモディティ(金や原油等の資源)
- 短期債券・キャッシュ 等

■ 資産クラス分け

投資対象を、各資産のリスクに基づき、低リスク資産クラスと高リスク資産クラスに分類します。

※低リスク資産クラスと高リスク資産クラスの分類は、資産毎の価格変動性等を基に行っており、必要に応じて見直すことがあります。
※右図の分類は2025年1月末現在です。

低リスク資産クラス

- 先進国国債
- 先進国社債
- 新興国国債
- 短期債券・キャッシュ 等

高リスク資産クラス

- 先進国株式
- 新興国株式
- 先進国リート
- コモディティ(金や原油等の資源) 等

■ 基本資産配分比率の決定

上昇トレンドの傾向が強い資産への配分比率を高めるなど、値動きの方向性等に基づいて、各資産の基本的な配分比率を決定します。

※原則、月に一度基本資産配分比率の見直しを実施しています。(2025年1月末現在)



※上記の図は、低リスク資産の配分比率が高リスク資産の配分比率より高い場合のイメージ図であり、逆の場合や片方の資産のみとなる場合もあります。



DMAPF では為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行っています。

トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合



【補完戦略】基本資産配分に対する微調整 (タクティカル・アセット・アロケーション)

■運用専門家の見通しを反映

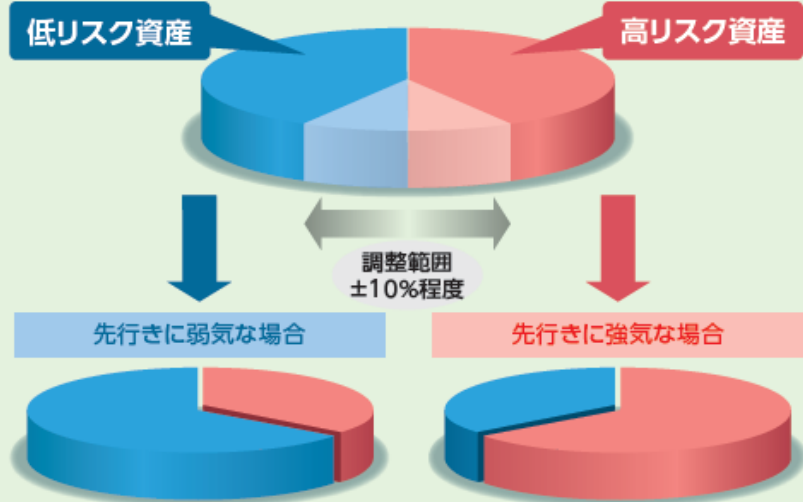
経済環境や市場環境等について定性・定量分析による将来予想を行い「市場の転換点」を捉えます。

運用専門家の見通し「経済サイクルとバリュエーションの分析」を反映しつつ、資産配分比率の調整を行い、補完戦略としてパフォーマンスの向上を図ります。

※基本資産配分の結果、低リスク資産と高リスク資産の比率が50%:50%となった場合のイメージ図です。

※上記は運用戦略のイメージです。実際の運用は、必ずしも上記の通り行われるとは限りません。

資産配分比率の調整のイメージ



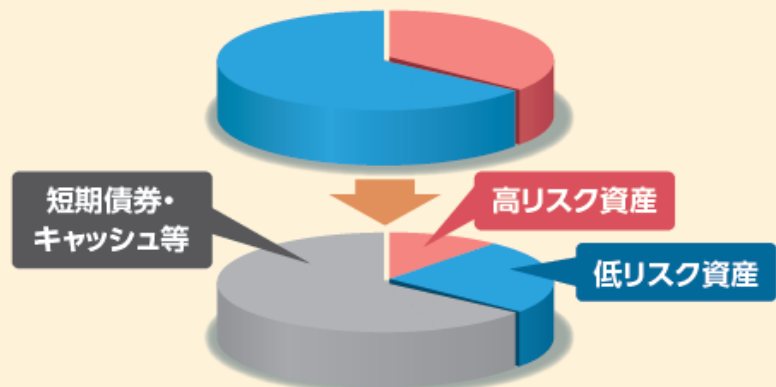
【リスク管理戦略】下落リスクへの対応 (ダウンスайд・リスク・マネジメント)

過去1年の高値からの下落率が15%以内に収まることを目指します。

必要に応じて、低リスク資産と高リスク資産の配分比率を維持したまま、短期債券・キャッシュ等の組入比率を高めます。

これにより、下落時のファンドの値動きが緩やかになることが期待されます。

ダウンスайд・リスク・マネジメントを発動する場合のイメージ



市場環境やファンドのパフォーマンスが改善してくると、短期債券やキャッシュ等の組入比率も減少することとなります。

※必ずしも最大下落率が15%以内に収まることを保証するものではありません。

※リスク管理戦略では、過去1年間の高値と現在の値から算出した最大許容損失率(ある時点の基準価額が、過去1年間の高値から15%下の水準まで下がる時の損失率)と現時点の推定最大損失率を比較し、必要に応じて短期債券やキャッシュ等の比率を高めることでリスク量を調節します。下落率が15%を超えた場合は、推定最大損失率が回復するまでの間、短期債券やキャッシュ等の比率の高い運用を継続することがあります。

※上記の図は、ダウンスайд・リスク・マネジメントにおいて短期債券・キャッシュ等を一部組入れる場合のイメージ図であり、短期債券・キャッシュ等を組入れない場合(0%)や、短期債券・キャッシュ等のみとなる場合(100%)もあります。

※ダウンスайд・リスク・マネジメントにおける短期債券・キャッシュ等の配分比率が0%であったとしても、ポートフォリオ全体としては、低リスク資産内において短期債券・キャッシュ等が組入れられている場合があります。

※各項目は、あくまでダイナミック・マルチアセット・プラス戦略のイメージを表すためのものであり、実際にこのような運用を行うとは限りません。また、将来の投資成果をお約束するものではありません。なお、あくまでイメージであり一部簡略化して記載している部分があります。

※短期間で乱高下を繰り返すような相場環境、投資対象資産が全て下落するような相場環境等、価格トレンドが不安定あるいは不鮮明な場合には、トレンド・アロケーションおよびタクティカル・アセット・アロケーションによって当初想定したリターンを得られない可能性があります。ダウンスайд・リスク・マネジメントは過去1年間の高値からの下落率を考慮して行うため、購入時期や保有期間によっては、想定以上の損失を被る可能性があります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

特色1 世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。

・当ファンドは、アリアンツ・グローバル・インベスターズ（以下「アリアンツGI」ということがあります。）が運用を行う「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド（JPY）」（以下「DMAPF」ということがあります。）に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。
・DMAPFでは、先進国の国債^{*1}に投資を行うとともに、世界各国のETF等^{*2}を利用することで、世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。また、組入比率の調整を目的として、世界各国の先物取引も利用します。

^{*1} 先進国の国債とは、世界銀行の分類を参考に、アリアンツGIが「先進国」と定義した国の国債をいいます。

^{*2} ETF等とは、投資成果または償還価額等が金融指標その他の指標等に連動することを目的とする投資信託証券、受益証券発行信託の受益証券および債券で、金融商品取引所に上場されているものをいいます。

特色2 安定的な資産成長のために、市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。

・機動的な分散投資の手法で高い専門性を有するアリアンツGIの「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」を活用します。当戦略は、機動的な資産配分と下落リスク低減のためのリスク管理等の3つの戦略で成り立っており、安定的な資産成長を目指します。

※くわしくは、P.4およびP.5「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略について」をご参照ください。

特色3 為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。

・為替ヘッジは、DMAPFにて行います。

※一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジを行うことがあります。

そのため、完全には為替変動リスクを排除することはできません。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

特色4 年1回の決算時（1月25日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドのしくみ

・ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。

<投資対象ファンド>

ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド（JPY）

マネー・プール マザーファンド

トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	・当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動等の影響を受けることとなり、当該価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。 ・当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株式、債券、コモディティ等に係る先物取引を利用します。そのため、株価変動、金利変動、商品価格の変動等の影響を受けます。買建てている先物取引の価格が下落した場合、または売建てている先物取引の価格が上昇した場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。特に、買建てている先物取引の価格下落と、売建てている先物取引の価格上昇が同時に発生した場合には、基準価額が大幅に下落する場合があります。
金利変動 リスク	当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には債券に投資を行います。投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。
為替変動 リスク	当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、主に外貨建資産へ投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジ（一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジ）を行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。
信用リスク (デフォルト・ リスク)	実質的に投資している債券の発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
カントリー・ リスク	新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券・商品市場が混乱して、有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。 ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。 ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。 ・先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。 この結果、新興国に係る有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合

投資リスク

■その他の留意点

- ・投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 ※確定拠出年金制度を利用して購入する場合は、1円単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、フランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2012年3月30日設定）
繰上償還	設定日から5年を経過した日以降において、当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または20億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当ファンドは繰上償還となります。
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にご確認ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

トレンド・アロケーション・オープン

追加型投信／内外／資産複合

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に対して、**上限2.20%(税抜 2.00%)**(販売会社が定めます)
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 ありません。

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率0.6930%(税抜 年率0.6300%) をかけた額 ※日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
	投資対象とする 投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して、 年率0.49%程度 (マネー・プール マザーファンドは除きます。)
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して、 年率1.1830%程度(税抜 年率1.1200%程度) ※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。
その他の費用・ 手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。	
	※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 ※監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。	

※投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な信託報酬率について、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、組入れているETF等の管理費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外国投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は確定していないことなどから、実質的な信託報酬率には含めておりません。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

2025年05月30日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:トレンド・アロケーション・オープン

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
株式会社あいち銀行(※)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	○			
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
FFG証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
株式会社大分銀行(※)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第1号	○			
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第30号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第5号	○	○		
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第3号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北九州銀行(※)	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号	○			
岐阜信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○			
光世証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号	○			
株式会社佐賀銀行(※)	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
篠山証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号	○			
株式会社三十三銀行(※)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○			
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	○	○		
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○	
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○			
株式会社七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第5号	○		○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○			
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○		
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第99号	○	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社大光銀行(※)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第61号	○			
第四北越証券株式会社(※)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
大万証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第14号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉興業銀行(インターネット専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	○		○	
株式会社東北銀行(※)	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○			
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社富山第一銀行(※)	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第7号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○
株式会社長野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第63号	○			
株式会社南都銀行(インターネット専用)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○			
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社八十二銀行(委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○			

・商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。

2025年05月30日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:トレンド・アロケーション・オープン

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○		
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第14号	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北洋銀行(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○	
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北海道銀行(※)	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行(※)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)(※)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(※)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○		
株式会社もみじ銀行(※)	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○	○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山口銀行(※)	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○	○	
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○		
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○		
沖縄県労働金庫*	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号			
九州労働金庫*	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号			
近畿労働金庫*	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
四国労働金庫*	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号			
静岡県労働金庫*	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
中央労働金庫*	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号			
中国労働金庫*	登録金融機関	中国財務局長(登金)第53号			
東海労働金庫*	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号			
東北労働金庫*	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号			
長野県労働金庫*	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号			
新潟県労働金庫*	登録金融機関	関東財務局長(登金)第267号			
北陸労働金庫*	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第36号			
北海道労働金庫*	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第38号			

・商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。